

# デイサービス 生活リハビリ ぽかぽか

## 通所介護・介護予防相当通所事業

### 重要事項説明書

#### 1. 事業所の概要

事業所名	デイサービス 生活リハビリ ぽかぽか
所在地	福山市松永町5丁目9番11号
事業者指定番号	3471501407
開設年月日	平成12年4月1日
管理者・連絡先	竹田 史彦 Tel 084-934-0075
サービス提供地域	福山市及び尾道市

#### 2. 事業所の職員体制等

職種	人員（兼務を含む）
管理者	1名
生活相談員	常勤 1名以上
看護職員	常勤 1名以上
介護職員	常勤 3名以上
機能訓練指導員	常勤 1名以上

#### 3. 営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで。ただし、祝日・お盆・年末年始を除く。
- (2) 営業時間 8:15～17:15
- (3) サービス提供時間 9:30～16:30

#### 4. サービス利用料及び利用者負担額

- (1) 利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- (2) 利用料の額は利用者負担割合に応じた金額(1割・2割・3割)とする。
- (3) 利用料の額は利用月ごとの合計金額により請求します。利用明細を添えて利用月の翌月に利用者様あてにお渡しします。請求月の末日までに現金にてお支払い下さい。

通所介護費(1割負担)

	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
基本/日	658円	777円	900円	1,023円	1,148円
入浴介助加算Ⅰ	40円/回				
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日				
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位の8.0%				
※ 中山間地域等提供加算	基本単位の5%				

介護予防相当通所事業費(1割負担)

	要支援1及び事業対象者	要支援2及び事業対象者
基本/月	1,798円/月	3,621円/月
生活機能向上連携加算Ⅱ	200円/月	200円/月
サービス提供体制強化加算Ⅰ	88円/月	176円/月
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位の8.0%	
※ 中山間地域等提供加算	基本単位の5%	

※尾道市は中山間地域等提供加算が基本単位の5%加算されます

- (4) 食事代として1回につき700円頂きます。(ティータイムのコーヒーやお菓子代を含む)
- (5) 利用者の希望によって必要とされる工作材料費等は、実費として徴収させていただきます。
- (6) 必要に応じてリハビリパンツ代1枚100円、パット代1枚30円を徴収させていただきます。

5. 当事業所の目的と運営方針

- (1) 居宅において要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。
- (2) 要介護者・要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援・機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消、心身の機能の維持回復、並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 事業所は事業所において感染症の発生・蔓延の防止に努める。
- (5) 事業所は利用者の身体的拘束及び虐待防止のために必要な体制の整備を行い従業者に対し定期的な研修を実施する等の措置を講ずる。又、サービス提供中に身体拘束及び虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合はしかるべき措置を講ずる。
- (6) 事業所は適切なサービスを提供する観点から、職場においてハラスメントを防止するための方針を明確化する等必要な措置を講ずる。

- (7) 事業所は感染症や非常災害の発生において利用者にサービスの提供を継続的に実施するため、又、非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定しそれに従い必要な措置を講ずる。又、事業所は従業者に対し業務継続計画について周知するため、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- (8) 事業所はその事業の運営にあたっては地域との交流に努めるものとする。
- (9) 事業所は無資格、未経験の従業者に対し認知症の利用者を介護するうえで必要な基礎知識又は技術の習得を目的とした認知症介護研修を行うものとする。
- (10) 利用者は事業所のサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。又、他の利用者等の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障を来すような行為は厳に慎むこととする。
- (11) 利用者の疾病・疾患の進行等によりサービスの提供が困難となれば他事業所の利用を相談させていただくものとする。
- (12) 利用中の急な体調不良や急な気象状況の悪化等によるやむを得ない事情で実際のサービスの提供が計画上の所要時間よりも短くなった場合でも計画上の単位数を算定するものとする。

## 6. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談コーナー	電話番号	084-934-0075
	担当者	竹田 史彦
	対応時間	月～土 8:30～17:00

公的機関においても、苦情の申し出ができます。

福山市 介護保険課 相談窓口	電話番号	084-928-1166
尾道市高齢者福祉課介護保険係		0848-38-9118
尾道市高齢者福祉課高齢者福祉係		0848-38-9137
広島県国民健康保険団体連合会		082-554-0783

《説明確認欄》

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

当事業者は居宅介護サービスの提供開始にあたり、重要事項説明書に基づき説明を致しました。

事業者	所在地	福山市松永町5丁目9番11号
	事業所名	デイサービス 生活リハビリ ぽかぽか
	説明者	竹田 史彦 ⑩

私は、重要事項説明書に基づき説明を受けました。

利用者	住所	_____
	氏名	_____ 印

代理人	住所	_____
		(同上は使わずにご記入をお願いします)
	氏名	_____ 印